

## 兵庫県立神出学園・兵庫県立山の学校の機能充実に向けたあり方検討委員会設置要綱

### (目的)

第1条 兵庫県立神出学園（以下、「神出学園」という。）及び兵庫県立山の学校（以下、「山の学校」という。）の機能充実を図るため、両施設の今後のあり方を検討することを目的として、神出学園・山の学校の機能充実に向けたあり方検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を県に報告する。

- (1) 神出学園・山の学校の今後の運営の方向性
- (2) 神出学園・山の学校の機能充実に向けた方策
- (3) その他、神出学園・山の学校の適切な運営に関すること

### (組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる9人以内の委員を

もって組織する。

- 2 委員会には委員長を置く。
- 3 委員長は、委員の互選によって定める。
- 4 委員長は、委員会を総括する。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が代理する。

### (会議)

第4条 委員会の会議（以下、「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は委員長が務める。
- 3 会議は、委員の過半数の出席（オンライン会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方式をいう。）を利用した会議への出席を含む。以下同じ。）がなければ開催することができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 5 委員は、会議に出席できない場合であっても、委員長の承認を受けたときは、会議において、文書によりその意見を開陳し、または、代理の者を出席させることができる。
- 6 前項の規定により、代理の者が出席する場合には、当該委員の出席があったものみなす。

### (参考人の出席)

第5条 委員長が必要であると認めた場合は、検討に係る専門的事項に関し、学識経験のある者または、その他関係人の出席を求め、その意見等を聞くことができる。

### (会議の公開等)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、会議を公開しないことができる。

- (1) 情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第6条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合

- (2) その他会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合
- 2 会議の傍聴に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

(議事録)

第7条 委員会は、次に掲げる事項を掲載した議事録を作成する。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席した委員及び参考人の氏名
- (3) 議事の内容と要旨
- 2 議事録は次に掲げる事項を除いて公開とする。
- (1) 情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第6条各号に該当すると認められる情報を含む事項
- (2) その他公開することにより、公正又は円滑な議事運営が著しく損なわれると認められる事項

(謝金)

第8条 委員（県の常勤職員を除く。）が委員会の職務を行うために、会議その他の委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

- 2 第5条の規定に基づき参考人が会議に出席したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

(旅費)

第9条 委員が委員会の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したときは、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により旅費を支給する。

- 2 第5条の規定に基づき参考人が職務を行うために、委員会に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給する。

(事務局)

第10条 委員会の事務を処理するため、事務局を県民生活部男女青少年課に置く。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年6月10日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、委員会が第2条に基づく検討を終了し、県に対し必要な報告を行ったことをもってその効力を失う。

(招集の特例)

- 3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第4条第1項の規定にかかわらず県民生活部男女青少年課長が招集する。

別表（第3条関係）

兵庫県立神出学園・兵庫県立山の学校の機能充実に向けたあり方検討委員会  
委員名簿

(敬省略、五十音順)

氏 名	役 職
秋 光 恵 子	兵庫教育大学理事・副学長
新 井 肇	関西外国語大学外国語学部教授
喜 多 和 美	兵庫県県民生活部次長
辻 登志雄	兵庫県教育委員会事務局高校教育課学校支援推進官兼義務教育 課学校支援推進官
中 尾 志 都	公認会計士
西 田 勉	公益財団法人神戸Y M C A常勤理事
前 阪 一 彰	公益財団法人兵庫県青少年本部業務執行理事兼事務局長・総務 調整部長
三 谷 治	兵庫県立山の学校校長
吉 田 利 徳	兵庫県立神出学園校長

## **兵庫県立神出学園・兵庫県立山の学校の機能充実に向けたあり方検討委員会 謝金等支給要領**

### **第1 謝金**

兵庫県立神出学園・兵庫県立山の学校の機能充実に向けたあり方検討委員会の委員が当該委員会の職務を行ったときは、その職務内容に鑑み青少年健全育成や児童福祉に関する知識等相当な専門的知識が必要とされることから「委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」（昭和35年兵庫県条例第24号）の青少年愛護審議会の委員の報酬の額に準拠し、1回につき委員長に15,700円、委員及び参考人に12,600円の謝金を支給する。ただし、県職員は除く。

### **第2 旅費**

委員が委員会の職務を行うために旅行したときは、「職員等の旅費に関する条例」（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により旅費を支給する。

## **兵庫県立神出学園・兵庫県立山の学校の機能充実に向けたあり方検討委員会の会議の公開等に関する要領**

### **第1 趣旨**

この要領は、兵庫県立神出学園・兵庫県立山の学校の機能充実に向けたあり方検討委員会（以下、「委員会」という。）設置要綱第6条の規定に基づき、会議の傍聴に関して必要な事項を定めるものとする。

### **第2 傍聴人**

傍聴人とは、委員会の許可を得て、会議を傍聴する者をいう。

### **第3 委員会の開催周知**

- (1) 会議の開催は、事前にインターネットや県公報等により周知するものとする。  
周知後に公表内容に変更が生じた場合も同様とする。
- (2) 周知内容は、会議の名称、開催日時、開催場所、議題、傍聴の可否、傍聴の定員、傍聴手続き、その他必要な事項とする。

### **第4 会議非公開の決定**

兵庫県立神出学園・兵庫県立山の学校の機能充実に向けたあり方検討委員会設置要綱第6条第1項ただし書きによる会議の非公開については、会議において決するものとする。

### **第5 傍聴人の定員等**

傍聴人の定員は、委員長が別に定めることとし、会場に傍聴席を設けるものとする。

### **第6 傍聴の申出等**

- (1) 傍聴を希望する者は、会議の当日、委員会の開会予定時刻の30分前までに、傍聴申出書（様式第1号）に所要事項を記入の上申し出なければならない。
- (2) 傍聴を希望する者が会議開催予定時刻の30分前の時点で定員を超えた場合は、抽選により傍聴人を決定する。  
なお、会議開催予定時刻の30分前の時点で定員を超えない場合については、会議の開催予定時刻まで先着順で傍聴を認める。
- (3) 傍聴人は事務局職員の指示に従って、会議開催時刻までに会議室に入場すること。  
なお、会議開会後の入場は認めない。

### **第7 傍聴証の着用**

会議を傍聴しようとする者は、傍聴証（様式第2号）の交付を受け、これを着用しなければならない。

### **第8 傍聴人の守るべき事項**

傍聴人は、会議を傍聴するにあたり次の事項を守らなければならない。

- (1) 委員会における発言に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 秘語、喚声その他の行為により騒ぎたてないこと。
- (3) はち巻きをするなど、示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食、喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話等の無線機を使用しないこと。
- (6) みだりに傍聴席を離れないこと。

(7) その他、会議の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。

#### 第9 撮影、録音等の許可

- (1) 傍聴人は会場において写真、テレビ、映画の撮影又は録音等をしてはならない。ただし、委員会の許可を得た場合はこの限りでない。
- (2) 上記(1)ただし書の規定により委員会の許可を得ようとする者は、許可願（様式第3号）を委員会に提出しなければならない。

#### 第10 報道関係者の取扱い

- (1) 報道関係者は、上記第5及び第6の規定にかかわらず、公開の会議を傍聴することができる。
- (2) 上記第7から第9までの規定は、報道関係者が公開の会議を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴人」とあるのは「報道関係者」、「傍聴席」とあるのは「報道関係者席」と読み替えるものとする。

#### 第11 会議秩序の維持

傍聴人は、会議を傍聴するにあたり、委員長又は事務局職員の指示に従わなければならぬ。

#### 第12 傍聴人の退場

傍聴人は、次の各号に掲げる場合は速やかに退場しなければならない。また、退場を命じられた者は、当日再び会場に入ることはできない。

- (1) 会議が非公開と決せられたとき。
- (2) 傍聴人がこの要領に違反し、委員長が退場を命じたとき。

#### 附則

この規程は、令和7年6月10日から施行する。

(様式第1号)

## 傍 聽 申 出 書

令和 年 月 日開催

## 兵庫県立神出学園・兵庫県立山の学校の機能充実に向けたあり方検討委員会

(様式第2号)

N.O.

傍 聽 証

兵庫県立神出学園・兵庫県立山の学校の機能  
充実に向けたあり方検討委員会

令和 年 月 日

(様式第3号)

写 真 摄 影 等 許 可 領	
撮影等年月日	令和 年 月 日
撮影等の目的	
撮影等の内容	写真撮影・ビデオ撮影・録音
撮影者等の住所・氏名	
フラッシュ使用の有無	有 · 無
備 考	
上記のとおり許可願います。	
令和 年 月 日	
兵庫県立神出学園・兵庫県立山の学校の機能充実に向けたあり方検討委員会	
委員長	様
申込者 印	